

とち かおく ぜいきん 土地・家屋の税金について

こていしさんぜい (し ぜいきん) 1. 固定資産税【市の税金】

こていしさんぜい まいとし がつ にちげんざい とち かおく しょうきやくしさん こていしさん も
○固定資産税は、毎年、1月1日現在、土地、家屋、償却資産（これらを「固定資産」といいます。）を持って
ひと はら ぜいきん
いる人が払わなければならない税金です。

けいさん ○計算のしくみ

ぜいがく かぜいひょうじゅんがく こていしさん かかくとう ぜいりつ
税額 = 課税標準額（固定資産の価格等） × 税率（1.4%）

こていしさん かかく く に き きじゅん ひょうか けつてい こていしさん かぜいだいちよう とうろく
・固定資産の価格とは、国が決めた基準によって評価、決定されたもので、固定資産課税台帳に登録され
たものです。課税標準額は、原則として固定資産の価格（評価額）です。

まいとし がつごろ おく のうぜいつうちょう ぜいきん し きんがく
○毎年5月頃に送られてくる納税通知書により、税金がいくらかかるのかをお知らせします。お知らせした金額
ねん かい がつ がつ がつ がつ わ はら
を年4回（5月、7月、9月、12月）に分けて払ってください。

ぜいきん はら ぎむ ひと まいとし がつ にち がつ にち げつようび きんようび しゅくじつ のぞ かぜいだいちよう
○税金を払う義務がある人は、毎年4月1日から5月31日までの月曜日から金曜日（祝日を除く）に、課税台帳
とうろく ひょうかがく むりよう み しやくしよしさんぜいか まどぐち ほんにん かくにん
に登録された評価額を無料で見るができます。市役所資産税課の窓口で本人であることが確認できるも
うんでんめんきょしょう も しんせい
の（運転免許証など）を持って、申請してください。

おおたし あたら いえ た ばあい す いえ ひろ こうじ ばあい いえ ひょうかがく けいさん
○太田市に新しく家を建てた場合や、住んでいる家を広くするための工事をした場合、その家の評価額を計算
するため、「家屋調査」を行う必要があります。

みぶんしょうめいしょ も し しょういん めいいじょう ほうもん きょうりょく ねが
身分証明書を持った市の職員が2名以上で訪問させていただきますので、ご協力をお願いします。

とし けいかくぜい し ぜいきん 2. 都市計画税【市の税金】

とし けいかくぜい どうろ こうえん たも つか ぜいきん まいとし がつ にちげんざい し がい かく いき
○都市計画税は、道路や公園をきれいに保つために使われる税金で、毎年、1月1日現在、市街化区域に

とち かおく も ひと はら ぜいきん とち かおく こていしさんぜい まいとしはら ぎむ
土地、家屋を持っている人が払う税金です。土地・家屋の固定資産税とあわせて毎年払う義務があります。

けいさん ○計算のしくみ

ぜいがく かぜいひょうじゅんがく こていしさん かかくとう ぜいりつ
税額 = 課税標準額（固定資産の価格等） × 税率（0.2%）

こていしさんぜい と しけいかくぜい くわ おおたしやくしよしさんぜいか と あ
固定資産税、都市計画税について、詳しくは太田市役所資産税課にお問い合わせください。

おおたしやくしよ しさんぜいか おおたしはまちよう
太田市役所 資産税課（太田市浜町2-35 / TEL 0276-47-1819）

3. 不動産取得税【県の税金】

ふどうさんしゅとくぜい ふどうさん とち かおく か としき ひと こじん ほうじん けん はら
○不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を買ったとき時に、その人（個人・法人）が県に払わなければなら
ない税金です。

けいさん
○計算のしくみ

ぜいがく ふどうさん ひょうかがく ぜいりつ
税額 = 不動産の評価額 × 税率

ぜいりつ とち かおく じゅうたく かおく じゅうたくいがい
○税率 土地3%、家屋（住宅）3%、家屋（住宅以外）4%

ぜいがく けいげん
○税額の軽減について

じゅうたくよう とち す とち しんせい てつづ おこな はら ぜいきん すく ばあい
・住宅用土地（住むための土地）については、申請の手続きを行うことにより、払う税金が少なくなる場合
があります。

ふどうさんしゅとくぜい くわ けんぜいじむしよ と あ
不動産取得税について、詳しくは県税事務所に問い合わせてください。

おおたぎょうせいけんぜいじむしよ おおたしにしほんちょう
太田行政県税事務所（太田市西本町60-27 / ☎ 0276-31-3261）

4. 住宅借入金等特別控除（所得税）【国の税金】

じゅうたくろー んとう りよう いえ あたら た ばあい か ばあい いっぺい じょうけん み はら
○住宅ローン等を利用して家を新しく建てた場合や、買った場合には、一定の条件を満たしていれば、払わ
なければならない所得税の金額が少なくなります（税額控除）。

しよとくぜい きんがく すく かくていしんこく てつづ ひつよう
○所得税の金額を少なくするためには、確定申告の手続きが必要です。

かいしや はたら ひと ねんめ かくていしんこく ねんめいこう かいしや ねんまつちようせい ぜいきん けいさん
ただし、会社で働いている人は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は会社の年末調整で税金を計算
してもらうことができます。

ひつよう しょうい かくていしんこく ほうほう くわ ぜいむしよ と あ
必要な書類や確定申告の方法など、詳しくは税務署に問い合わせてください。

たてばやしぜいむしよ たてばやしなまち
館林税務署（館林市仲町11-12 / ☎ 0276-72-4373）